

第 4 号様式

流保育 第 1 3 6 3 号
令和 7 年 3 月 3 1 日

(宛先) 流山市監査委員

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和 7 年 2 月 2 0 日付け、流監第 1 0 7 号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報 告 年 月 日 ・ 番 号	令和 7 年 2 月 2 0 日 ・ 流 監 第 1 0 7 号		
監 査 の 種 別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
子ども家庭部保育課	指摘	補助金の交付決定時において、提出を受けている交付申請書及び添付書類では、補助対象経費の総額の把握ができなかった。様式等の見直しを行うことにより、補助金等交付規則等に基づく適正な事務の執行を徹底されたい。	交付申請書に補助対象経費を記載するよう是正しました。
子ども家庭部保育課	意見	随意契約に際し徴すべき見積書数に不足が生じていた。規則等に基づき適正な契約事務の執行に努められたい。	随意契約に当たる見積書の徴取に当たっては、契約事務研修「資料編」内の「8. 随意契約（担当課案件）業者選定数早見表」を都度確認し、適正な契約事務の執行に努めます。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。